

三豊市農業委員会 7 月定例総会議事録

令和 7 年 7 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 7 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 9 名(農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	－	3 番	石原 剛	○
4 番	く 山 陸士	○	5 番	く 岡 恒男	○	6 番	森 啓二	○
7 番	石井 秀一	－	8 番	小畑 忠司	○	9 番	湯口 貞明	○
1 0 番	糸川 桂市	○	1 1 番	藤田 幸治	○	1 2 番	安藤 健一	○
1 3 番	前谷 晃年	○	1 4 番	福岡 伸也	○	1 5 番	筒井 義朝	○
1 6 番	長堀 和行	○	1 7 番	金丸 喜正	○	1 8 番	松永 克喜	○
1 9 番	木下 一雄	○	2 0 番	浪越 久司	○	2 1 番	細川 高文	○
2 2 番	細川 未恵	○	2 3 番	平尾 美紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

5 番	新岡 寛士	○	9 番	山下 裕康	○	2 1 番	森 正典	○
3 3 番	三崎 幸則	○	4 6 番	十川 精演	－	5 1 番	白井 功一	○
5 7 番	組橋 祐児	○	6 1 番	安藤 徹雄	○			

2. 署名委員

6 番 森 啓二
1 7 番 金丸 喜正

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地通知の件について
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。
会 長	皆さん、こんにちは。梅雨明けし大変暑い日が続く中、大勢の委員に出席していただきありがとうございます。先日、選挙が行われ今後の日本がどのように向かっていくかを決定する分岐点でありました。我々は農業委員として農業に関して引き続き真摯に、より一層向き合っていく必要がございますので今後ともよろしくお願いしたいと思います。また、8月に入りますといよいよ農地パトロールが始まります。炎天下でありますので、農地パトロールにつきましては比較的涼しい朝と夜に回数をこなして、担当の農地を見てください状況把握に努めていただけたらと思います。本日の議案は多くありませんが、担当委員による説明は多いようですので議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は2番 岡根 譲 委員、7番 石井 秀一 委員からあらかじめ欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は22名で定足数に達しており、会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日まで出席いただいております推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願いいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会7月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは6番 森 啓二 委員と17番 金丸 喜正 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりでございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。
	〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕
	以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の12件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。
	〔 議案第2号 番号1号から番号39号を朗読 〕
	以上39件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。
18番	過去の定例総会で農業委員会が許可を出した農地を、今回のように大量に解約される事態はいかななものかと思います。
事 務 局	お答えします。今後も貸し借りの案件はあると思いますが、こういった大量の解約が起こらないよう事務局でも事前の調査を徹底するよう心掛けて定例総会にかけたいと思います。
議 長	他に何かご意見ございますか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の39件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
	〔 議案第3号 番号1号から番号18号を朗読 〕
	以上18件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3	番	番号4号について説明いたします。申請地を確認したところガレージが建っているため、無断転用解消のための申請となります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。26ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
		〔議案第5号 番号1号から番号7号を朗読〕
		番号5号と番号6号は第1種農地であり、その他は第2種農地になります。以上7件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
8	番	番号1号について説明いたします。申請地を転用して駐車場と資材置場として利用するそうです。有償での所有権移転となりますのでご審議の程よろしく願いいたします。
2	番	番号2号について説明いたします。分譲住宅を建てるということで特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。
1 9	番	番号4号について説明いたします。申請地は昨年、台風の影響で被害にあった場所になります。修理のため工事を行うということで申請となりました。ご審議の程よろしく願いいたします。
1	番	番号5号について説明いたします。国道の付け替えの工事の際に申請地を作業ヤードや資材置場として利用したいということで申請と

		なりました。ご審議の程よろしく願いいたします。
2 1	番	番号6号について説明いたします。目的として申請地を農道として利用するため申請されました。よろしく願いいたします。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」先月保留となっていた案件を含む番号1号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。29ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第6号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔議案第6号 番号1号から番号7号を朗読〕
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
8	番	番号1号について説明いたします。申請地を確認したところ荒廃しており非農地が適当と思われます。
1 4	番	番号2号について説明いたします。申請地は崖となっており農地として利用することは不可能と思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
3	番	番号3号について説明いたします。現状、竹や木が生い茂っており農地利用は不可能だと思います。非農地が適当だと思います。 番号4号について説明いたします。竹や木が生い茂っておりこちらは申請地に向かうことも困難な程荒れているため非農地が適当と思います。ご審議よろしく願いします。
1 9	番	番号5号について説明いたします。他と同様に木が生えており農地として復旧は難しいため非農地が適当と思います。
2 0	番	番号6号について説明いたします。申請地を確認したところ申請地

		とその付近は全て山林状態で、農地として利用は不可能と思います。よろしく願いいたします。			
21番		番号7号について説明いたします。申請地は山の中にあり木も生えているため、農地として復旧の見込みはありません。ご審議の程よろしく願いいたします。	一	同	〔なしの声あり〕
議長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	議長	長	ないようでございますので、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
18番		質問ですが、農地を山林へ変更する過程を効率化できないのでしょうか。例えば農業委員会が明らかに農地として利用できないと判断した場合は所有者の申請を待たずに変更していくなどの手段はとれないのでしょうか。	一	同	〔異議なしの声あり〕
事務局		質問にお答えします。国の指導では、強制的に農業委員会の定例総会にかけて非農地にできるそうですが、三豊市では申請主義をとっていますので所有者の同意を得ての申請としております。強制的に行うことも1つの手段だと思いますが、個人の財産ですのでご理解いただければと思います。	議長	長	ないようですので、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の件について」の159件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。
議長		他に何かご意見ございますか。			
一	同	〔なしの声あり〕			
議長		ないようでございますので、議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。			
一	同	〔異議なしの声あり〕			
議長		ないようですので、議案第6号「非農地通知の件について」の番号1号から番号7号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進まさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第7号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。			
事務局		議案第7号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和7年9月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は159筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年9月から貸借開始となります。ご審議の程よろしく願いいたします。			
議長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんか			

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

2. その他

(1) 8月定例総会について

日 時 令和7年8月20日（水）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
8月7日（木）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：小畑 忠司	高瀬町：細川 未恵
		山本町：安藤 健一	財田町：山岡 正士

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
8月21日（木）	農業委員会県外視察研修	高知県四万十町

(4) 配布物

・農政情報（No. 398）

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

閉 会 【 午後 3時50分 】